

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年4月1日
東海村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				東海村全域	無	令和8年度～令和12年度	東海村多面的機能広域推進委員会
○				真崎浦・大山下地区	無	令和4年度～令和8年度	真崎浦・大山下地区圃場の環境を守る会
○				新川流域	無	令和4年度～令和8年度	新川流域保全会
		○		東海村全域	無	令和7年度～令和11年度	株式会社照沼